

一般競争入札の実施について

中央監視及びテレメータ更新工事の工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7年11月14日

京都府相楽郡笠置町長 山 本 篤 志

（公印省略）

1 入札に付する事項

- （1）工 事 名 中央監視及びテレメータ更新工事
- （2）工事番号 笠建7水施第10号
- （3）工事場所 京都府相楽郡笠置町管内
- （4）工事概要 各施設の中央監視装置の更新
電気計装設備機器の設置等
東部地区浄水場 他9施設
- （5）工事期間 笠置町議会の議決を得た日から令和 9年 2月26日まで（予定）
- （6）予定価格 ￥ 131,681,000 円（税抜き）

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒619-1303 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地の1

笠置町役場 建設産業課（TEL：0743-95-2326／FAX：0743-95-2961）

3 入札の参加に付する事項

入札参加資格要件	必要な資格は、入札公告共通事項1ほか、次の要件を満たすこと。 ①電気工事、水道施設工事に係る特定建設業の許可を有している者であること。 ②経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）（直近のもの）の「電気工事」及び「水道施設工事」の2年又は3年の平均完成工事高があり、総合評定値（P）が共に850点以上の者であること。 ③国、地方公共団体等が発注する工事で、平成22年度以降に完成した「中央監視設備の新設又は更新工事」の元請（共同企業体として受注した場合にあっては、出資率50%以上のものに限る。以下同じ。）としての実績を有する者であること。 ④監理技術者として、電気工事に係る技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。ただし、当該技術者は営業所の専任技術者を兼ねることはできない。
入札保証金	免除

契約保証金	有り
最低制限価格	設定有り
低入札調査基準価格	設定なし
前払金	有り(当初：契約金額の40%以内、中間：契約金額の20%以内)
部分払	無し
入札参加資格確認申請書の提出書類	(1)一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) (2)一般競争入札参加資格確認資料(様式2、様式3)
その他入札手続等	入札公告共通事項のとおり 入札は郵便により行う。(郵便入札)

手続等	期間・期日・期限等	
入札参加資格確認申請書等配布期間	令和7年11月14日(金) 午前9時から 令和7年11月20日(木) 午後4時まで	手続の方法等
設計図書等の閲覧期間	令和7年11月14日(金) 午前9時から 令和7年12月4日(木) 午後3時まで	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年11月21日(金) 午前9時から午後4時まで 令和7年11月25日(火) 午前9時から午後4時まで	共通事項2のとおり
質問の受付	申請書等に関する質問：令和7年11月25日(火)正午まで 設計図書に関する質問：令和7年11月26日(水)正午まで	共通事項3のとおり
回答の閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答：令和7年11月28日(金)	共通事項5のとおり
入札書到着日時	令和7年12月4日(木)必着 場所：笠置町役場	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年12月5日(金)午前10時00分 ※落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、同日、午後3時00分よりくじ引きを行う	共通事項7のとおり
契約予定日	5日以内	共通事項12のとおり

条件付一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 笠置町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、笠置町及び京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (5) 法人及び代表者の法人町民税、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の滞納が無いこと。
- (6) 入札に参加する者の間に次に掲げる一定の系列関係がないこと。

ア 資本的關係

親会社と小会社の関係にある場合又は、親会社を同じくする小会社同士の関係にある場合。

イ 人的關係

一方の会社役員（監査員を除く。以下「役員」という。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

ウ その他

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2 設計図書の入手方法等

(1) 確認申請書等の入手方法

原則として、当該の公告に示す配布期間に笠置町ホームページの入札情報からダウンロードすること。[\(http://www.town.kasagi.lg.jp/\)](http://www.town.kasagi.lg.jp/)

(2) 設計図書等の閲覧

原則として、笠置町ホームページの入札情報からダウンロードできる。また、当該の公告に示す期間内に、笠置町総務財政課で閲覧することができる。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

当該の公告の示す期間内に笠置町建設産業課に提出すること。

(2) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本町において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、指名停止措置を行うことがある。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本町に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

（1）確認申請書、資格確認資料に関する質問は、電話等による問い合わせを随時受ける。

（2）設計図書に関する質問については、別記（様式4）に記入し、当該の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

（3）回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあつては速やかに、設計図書に関する質問にあつては該当の公告に示す日に笠置町ホームページの入札情報に掲載する。

6 入札手続等

（1）入札の方法

ア 入札は郵便によって行う。

イ 入札者は、該当の公告に示す入札期日までに入札書及び工事費内訳書等を提出すること。

ウ 入札用封筒には、件名、工事番号、場所、入札者の氏名及び住所並びに「入札書在中」と記載すること。

エ 入札書は、入札用封筒に入れ、封印等の処理をすること。

オ 入札書の日付は当該公告に示す開札日を記入すること。

（2）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(3) 工事費内訳書

- ア 入札書等と共に工事費内訳書を同封し、提出（郵送）すること。
- イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。
- ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている参考数量書の項目に一致させ、作成の範囲は中科目までとし、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。
また、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号（名称）のみを記載すること。
- エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 当該公告の入札参加資格要件に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- オ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- カ 開札時において有効な工事費内訳書の提出がなかった者の入札
- キ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札
- ク 氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- ケ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札
- コ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまでは、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を提出しなければならない。なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 入札の執行

開札は、開札日の設定時間に行うものとする。

8 落札者の決定方法

笠置町財務規則（平成21年3月23日規則第4号）第104条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

落札者となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

9 入札保証金

免除する。

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。笠置町暴力団排除条例（平成23年9月20日笠置町条例第7号）第10条第5項の規定による「誓約書」を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合、技術者の専任を求める工事において、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合も同様とする。

11 契約保証金

落札者は、予定価格が500万円以上の工事については、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 契約書の作成

落札者の決定後、5日以内（閉庁日は除く）に工事請負契約書を作成すること。

13 入札の中止

町長は、一般競争入札を行うにあたり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき又は天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を取り消し又は中止することができる。

14 その他

- （1）入札参加者は、本公告文、設計図書及び仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- （2）確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- （3）無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (4) 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (5) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。ただし、契約書第10条第3項に定める規定による場合はこの限りでない。
- (7) 笠置町暴力団排除条例第10条第5項の規定により「誓約書」を提出すること。
- なお、誓約書を提出しない場合、技術者の専任を求める工事において、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合は、契約しない。
- (8) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止等の措置を行う。
- (9) 落札者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（以下「元下指針」という。）を遵守すること。
- なお、正当な理由なく発注者の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を行う。
- (10) 下請負は、原則建築一式工事では3次以内、建築一式工事を除く建設工事では2次下請以内とするものとする。なお、下請次数がこれを超える場合は、重層下請理由書及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳の写しを提出すること。